

平成20年7月11日
企 業 局 長

工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の運用について

沖縄県企業局において、最近の鋼材類及び燃料油の資材価格の高騰を踏まえ、建設工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）に基づく請負代金額の見直しを円滑に行うことが出来るよう、本条項の当面の運用ルールを別紙のとおり定め、本条項を発動することとします。

記

1. 単品スライドについて

「単品スライド」とは、建設工事請負契約書に基づき「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不適当となったとき」に請負代金額の変更を請求できる措置である。

2. 適用月日

平成20年7月11日

3. 適用材料

鋼材類、燃料油の2資材

4. 対象工事

鋼材類、燃料油に該当する各対象材料を設計時と実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて計算した金額の差が、各主要な工事材料について請負代金額の1%以上変動する工事

ただし、部分払いの対象となった出来形部分払い等については対象外とする。

5. 請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格の上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を変更する。（1%は受注者の負担とする。）

6. 具体的な算定方法

具体的な算定方法については、別添資料に示すとおりとする。

別添

建設工事請負契約書第25条第5項の運用について

建設工事請負契約書第25条第5項の規定の運用については、第25条関係に定めるもののほか、当分間、下記のとおり運用することとしたので、取扱に遺漏のないように措置して下さい。

記

1. 主要な工事材料

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_n \times D_n \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_n \times D_n \} \times k \times 105/100$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ ：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}$ ：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 3. の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 4. の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

(2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の工事請負契約書第38条第3項に規定する通知の書面において、6. の規定により、甲又は乙は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とできる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

2. スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1. の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_n \times D_n \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_n \times D_n \} \times k \times 105/100$$

S : スライド額

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$, $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$, $M_{\text{油}}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3. の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4. の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1. に規定する請負代金額

(2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ に代えて乙の鋼材類の実際の購入金額を、(1)の $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ に代えて乙の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) (2)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

① 5. の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4. に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。

② 5. の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4. に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

③ 燃料油に該当する各対象材料について、5. (3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4. の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3. (1)②の平均価格を乗じて得た金額。

(4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

3. 價格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるところとする。

① 鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

② 燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

ロ 各対象材料のうち、5. (3)の規定により、乙が提出した主たる用途に用了いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4. の対象数量とすることとしたものにあっては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1)①及び②イに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、工事請負契約書第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

4. 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量 (D)（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

- ① 設計図書（営繕工事にあっては、数量書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量
- ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあっては、甲の設計数量
- ③ その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不適当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあっては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

(2) 請負代金の部分払をした工事にあっては、6. に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認

(1) 乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(2) 乙が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても4. の対象数量とすることができる。

6. 部分払時の取扱

工事請負契約書第38条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、甲又は乙の求めに応じ、当該通知を行う書面に、甲又は乙は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7. 部分引渡し

工事請負契約書第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

8. 請負代金額の変更手続

(1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。

- (2) (1)に規定する請求があったときは、工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から7日以内に乙に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9. 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約書第25条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、1. (1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（工事請負契約書第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2. (1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約書第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第25条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。

附 則

1. この通知は、平成20年7月11日から施行し、適用する。
2. 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成20年10月31日以前である工事に係る8. (1)の規定の適用については、「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ、平成20年9月1日まで」とする。

「単品スライド条項」を適用する「管材類」の取扱について

1. 「単品スライド条項」を適用する対象資材選定の考え方

単品スライドの適用の対象資材は、価格の高騰が見られる、「鋼材類」と「燃料油」の2品目である。請負契約約款の第25条第5項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」とされており、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料のうち、請負代金額に影響が生じるほど、短期間で価格が全国的に大幅に高騰している資材として、他の資材との相対的な比較も含めた検討の上で、「鋼材類」と「燃料油」の2つの品目を対象として選定した。(国土交通省)

2. 企業局の水道工事の主要な工事材料である「管材類」(主要管種、弁類)を「鋼材類」に含めるかどうか。

(1) 主要管種(ダクタイル鉄管、鋼管)

企業局の導・送水管の主要管種はダクタイル鉄管、钢管である。世界的な鉄鋼製品価格の高騰のあおりを受け、鉄管の主原料であるスクラップやコークスの価格が依然として国内外で高騰を続けており、ダクタイル鉄管(接合部品含む)は平成19年11月(15%)、平成20年6月(15%)と価格改定(値上げ)し、さらに8月(20%)にも価格改定(値上げ)の予定である。また、钢管は価格改定時期の公表はしていないが、見積価格設定時に、ユーザーに鋼材類の価格上昇による値上げの必要性について説明し、見積書を提出していることである。

そのため、8月には主要管種の4月からの価格値上げ率が30~40%となり、今後も昨今の情勢から価格改定(値上げ)が予測されることから、ダクタイル鉄管(接合部品含む)、钢管については「鋼材類」に含めて、「単品スライド条項」を適用する。

(2) 弁類(手動弁類、空気弁等)

企業局の導・送水管の付属設備は、手動弁類、空気弁等である。弁類についても、平成20年4月(10%~15%)に価格改定(値上げ)をしている。

「下水道用設計積算要領」において、手動弁類のφ400mm以上、空気弁類のφ100mm以上は「機器」(単体又はその他の付属品と組み合って、一つの機能を発揮できる装置)とし、手動弁類のφ350mm以下、空気弁類のφ90mm以下は「材料」として定義している。

現時点で、弁類は主要管種ほど価格の変動がないので、「単品スライド条項」は適用しないが、今後の動向により、大幅な価格の上昇があれば、「材料」の範疇にある手動弁類、空気弁等が「単品スライド条項」の適用の対象になるか検討し対処する。

単品スライド条項の運用について【ポイント】

1. 契約書第25条(スライド条項)

建設工事請負契約書第25条に規定されている物価変動による請負代金額の変更は3種類ある。

① 全体スライド条項(第1項から第4項)

工事の工期が1年以上にわたる場合、その間の物価変動に対する措置

② 単品スライド条項(第5項)

工期内における特定の資材の価格変動に対する措置

③ インフレスライド条項(第6項)

インフレ等による労務単価、物価変動に対する措置

※ 単品スライド条項は、第二次オイルショック時の昭和55年に「特約条項」を設け対応していたが、昭和56年より、標準請負契約約款に追加された。

2. スライド条項の適用

スライド条項は、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったと認められる場合に適用される条項で、発注者又は受注者の請求によって、相互が協議を行い請負代金額の変更ができる。

3. 単品スライドの対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

「鋼材類」、「燃料油」に分類される各材料(H形鋼、鉄筋、軽油等)

※ 「管材類」も「鋼材類」に含める。

【スライド適用対象工事】

① 運用が施行された時点で施工中の工事

② 運用施行後に発注された工事

③ 「鋼材類」、「燃料油」に該当する各対象材料を設計時と実際の搬入時・購入時における実勢価格を用いて計算した金額の差が、各「主要な工事材料」について請負代金額の1%以上変動する工事

4. スライド条項の適用手続

(1) 申請時期、契約変更の時期

工期末の2箇月前までに請求→工期末に変更契約

(2) 証明書類の提出(必須)

受注者は、各対象材料を実際に購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、当該対象材料の搬入等の時期を証明する書類を提出する必要がある。

5. スライド額の計算で用いる単価

- 〔鋼材類〕 変動前：設計時における実勢価格
変動後：受注者が現場に搬入した月の実勢価格
※1 工期内にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均して実勢価格とする。
※2 特別調査や見積り等により単価設定した管材類は個別の実取引価格(受注者の購入価格)を実勢価格とすることを原則とする。
- 〔燃料油〕 変動前：設計時における実勢価格
変動後：工期内の実勢価格
※ 工期内において単価改定があった場合、適用日数で加重平均して実勢価格とする。

6. スライド額の計算で用いる対象数量

- (1) 設計図書に記載された数量
(2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
(3) 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

7. スライド額の計算 (それぞれの主要な工事材料ごとに請負代金額の1%以上の変動を確認)

- 〔鋼材類〕 [搬入月の実勢価格 - 設計時の実勢価格] × 対象数量
+) 〔燃料油〕 [工期内の実勢価格 - 設計時の実勢価格] × 対象数量
-) スライド対象となる請負代金額の1%相当額

スライド額

※ 受注者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

8. その他

- (1) 部分引き渡しをした工事の部分、部分払いの対象となった出来形部分等には単品スライド条項は適用できない。
※ 運用適用後、受注者の求めに応じ、出来高部分を単品スライド条項の対象とする旨の通知を行った場合は適用可
(2) 工期末が平成20年10月31日以前である工事についての適用申請は、当該工事の工期満了日、かつ同年9月1日までとする。

※詳細については単品スライド運用マニュアル暫定版参考

「公共工事標準請負契約約款」第25条(スライド条項) 参考資料①

全体スライド

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となった認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。【注】〇の部分には、原則として、「14」と記入する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができ。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

単品スライド

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレ
スライド

- 6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。【注】〇の部分には、原則として、「14」と記入する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。